

| | |
|------|------------------------------------------|
| タイトル | 将来の給付の訴えを提起することのできる請求としての適格を有しないものとされた事例 |
| 著者 | 酒井，博行；SAKAI, Hiroyuki |
| 引用 | 北海学園大学法学研究，49(2)：475-492 |
| 発行日 | 2013-09-30 |

〈判例研究〉 将来の給付の訴えを提起することができる請求としての適格を有しないものとされた事例

最高裁判所平成二三年(受)第一六二六号、所有権移転登記手続、持分移転登記抹消登記手続等、持分権確認等請求事件、平成二四年一月二二日第二小法廷判決(裁判集民事二四二号一七頁、裁判所時報一五七一号四頁、判例時報二二七五号二〇頁、判例タイムズ一三八六号一七九頁、金融法務事情一九六五号一二三頁)

酒 井 博 行

【事実の概要】

本判決登載誌の記載からは本件の詳細は不明であるが、ある土地の共有者の一人であるYが、この土地を五〇台程度の

駐車スペースのある駐車場として第三者に賃貸して得ている収益につき、他の共有者であるX₁(Yの姉の夫・X₂(Yの姉とX₁との間の子)が、Yに対し、X₁らの持分割合に相当する部分の不当利得返還請求の訴えを提起した。

料 第一審判決（名古屋地判平成二三年三月一八日（判例集未
（登録）は、Xらの不当利得返還請求を全部棄却した。原判決
資（名古屋高判平成二三年五月二日（判例集未登録）は、X

らの不当利得返還請求を一部認容したが、その際、原審の口
頭弁論終結日の翌日以降に生ずべき不当利得金の返還請求を
も認容した。これに対し、Yから上告受理の申立てがなされ
た。

【判旨】一部破棄自判、一部上告棄却

最高裁は、次のように判示し、原審口頭弁論終結日の翌日
以降に生ずべき不当利得の返還請求についての認容部分を破
棄し、同部分に係るXらの訴えを却下した。

「共有者の一人が共有物を第三者に賃貸して得る収益につ
き、その持分割合を超える部分の不当利得返還を求める他の
共有者の請求のうち、事実審の口頭弁論終結の日の翌日以降
の分は、その性質上、将来の給付の訴えを提起することので
きる請求としての適格を有しないものである（最高裁昭和六
三年三月三十一日第一小法廷判決・裁判集民事一五三号六二
七頁参照）。

そうすると、原審の判断中、本件将来請求認容部分には判

決に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反があり、この点
をいう論旨は理由がある。原判決中、本件将来請求認容部分
は破棄を免れず、同部分に係るXらの請求を棄却した第一審
判決を取消し、同部分に係るXらの訴えを却下すべきであ
る。」

（千葉勝美裁判官の補足意見）

「一 将来発生すべき債権に基づく将来の給付請求につい
ては、その基礎となるべき事実関係及び法律関係が既に存在
し、その継続が予測されるときも、債権の発生・消滅及び
その内容につき債務者に有利な将来における事情の変動があ
らかじめ明確に予測し得る事由に限られ、しかもこれについ
て請求異議の訴えによりその発生を証明してのみ強制執行を
阻止し得るといふ負担を債務者に課しても、当事者間の衡平
を害することがなく、格別不当とはいえない場合に、例外的
に可能となるものと解されている（最高裁昭和五六年一二
月一六日大法廷判決・民集三五卷一〇号一三六九頁参照）。

これを前提にした上で、前掲最高裁昭和六三年三月三十一日
第一小法廷判決は、共有物件である土地を第三者に専用駐車
場として賃貸することによって得た賃料収入に関し、相手方

の持分割合を超える部分の不当利得返還を求める請求については、賃貸借契約が解除等で終了したり、賃借人が賃料の支払を怠っているようなときには、将来請求はその基礎を欠くところ、これらは専ら賃借人側の意思等に基づきされることでもあり、必ず約定どおりに支払われるとは限られない等の点から、将来の給付請求を可能とする適格を欠くとしている。

二 この昭和六三年第一小法廷判決は、裁判集に登載され、判示事項としては、『将来の給付の訴えを提起することのできる請求としての適格を有しないものとされた事例』となっており、文字どおり事例判断であることが明示されている。もつとも、その裁判要旨としては、持分割合を超える賃料部分の不当利得返還を求める請求のうち事実審の口頭弁論終結時後に係る部分は、将来の給付請求の適格を欠くとされ、法理に近い表現が用いられているが、当該事案を前提とした判示であり、事例判断であることは争いがないところであろう。

そうすると、事例判断としてのこの判決の射程距離が問題になるが、この判決の理解としては、①持分割合を超える賃料部分の不当利得返還を求める将来請求の場合を述べたものとする理解…と、②①の場合に加え、当該賃料が駐車場の賃料であるという賃料の内容・性質をも含んだ事例についての

判断であるとする理解とがあり得るところである。

このうち、①の理解によると、この裁判要旨については、将来得べき賃料はそれが現実を受領されて初めて不当利得返還請求権が発生することから、その発生は第三者の意思等によるところ、そのような構造を有する将来請求全てに射程距離が及ぶ判断であると捉えることにもなる。しかし、昭和五六年大法廷判決の法理によつて将来請求の適否を判断するためには、当該不当利得返還請求権の内容・性質、すなわち、その発生的基础となる事実関係・法律関係が将来も継続するものかどうかといった事情が最重要であり、それを個別に見て判断すべきであるとすれば、昭和六三年第一小法廷判決の射程距離については②の理解を採ることになる。

三 私としては、上記①の理解はいささか射程が広すぎるように思う。すなわち、居住用家屋の賃料や建物の敷地の地代などで、将来にわたり発生する蓋然性が高いものについては将来の給付請求を認めるべきであるし、他方、本件における駐車場の賃料については、五〇台程度の駐車スペースがあり、これが常時全部埋まる可能性は一般には高くなく、また、性質上、短期間で更新のないまま期間が終了したり、期間途中でも解約となり、あるいは、より低額の賃料で利用できる駐

料 車場が近隣に現れた場合には賃借人は随時そちらに移る等の事態も当然に予想されるところであつて、将来においても駐車場収入が現状のまま継続するという蓋然性は低いと思われ、その点で将来の給付請求を認める適格があるとはいえない。いずれにしても、将来の給付請求を認める適格の有無は、

このようにその基礎となる債権の内容・性質等の具体的事情を踏まえた判断を行うべきであり、その意味でも昭和六三年第一小法廷判決の射程距離については、上記②の理解に立つべきである。

四 ところで、本件の法廷意見は、昭和六三年第一小法廷判決を引用して、共有者の一人が共有物である本件の駐車場を第三者に賃貸して得る駐車場収入につき、その持分割合を超える部分の不当利得返還を求める他の共有者の請求のうち、事実審の口頭弁論終結の日の翌日以降の分は、その性質上、将来の給付の訴えを提起することのできる請求としての適格を有しない旨を説示している。これは、本件が昭和六三年第一小法廷判決と事案が類似していること、特に駐車場の賃料が不当利得返還請求権の対象となつていることから、事案の内容を詳細に判示する必要がないため、簡潔な表現で判断を示したものと解することができる。しかしながら、将来的に

は、将来の給付請求を認める適格について、昭和六三年第一小法廷判決が上記①を射程としているという理解を前提にして適格を肯定する範囲が不当に狭くなるということがないように、それにふさわしい事案が係属し、その処理がされる際には、上記②を射程とすることが明らかとなるように当審の判断を示す必要があるものと考ええる。」

(須藤正彦裁判官がこれに同調する)

【評釈】

一 はじめに

将来の給付の訴えは、事実審口頭弁論終結時に履行期の到来してない給付請求権を対象とする給付の訴えであるが、事実審口頭弁論終結時に履行期が到来している給付請求権を対象とする現在の給付の訴えと異なり、「あらかじめその請求をする必要がある場合に限り」提起することができる(民事訴訟法一三五条)。民法一三五条にいう「あらかじめその請求をする必要がある場合」という要件は、狭義の訴えの利益(権利保護の利益)を指すものとされている。それに加えて、特に将来発生すべき請求権について将来の給付の訴えを提起する場合、そこで対象となる請求権が一定の請求適格を備え

ていなければならぬということが、後掲の大阪国際空港公害訴訟最高裁大法廷判決以来、判例によって一貫して要求されており、この点に関する学説上の議論も盛んになされている。

将来の給付の訴えにおける請求適格の問題は、大規模な公害事件において将来発生が予想される被害についての損害賠償請求、すなわち、将来の不法行為による損害賠償請求を中心に論じられてきたが、本判決は、共有者の一人が共有物を第三者に賃貸して得る収益につき、その持分割合を超える部分についての他の共有者からの不当利得返還請求のうち、将来生ずべき部分については将来の給付の訴えを提起できる請求適格を有しない旨を判示する。本判決の請求適格に関する判断は、大阪国際空港公害訴訟最高裁大法廷判決以来の枠組みを踏襲するものであり、それ自体としては特に目新しい点はない。しかし、近年の最高裁判例においては、将来の給付の訴えの請求適格に関する従来の判例理論に対し批判的な立場を採る反対意見も示されており、判例理論の揺らぎも指摘されている。そして、本判決における千葉勝美裁判官の補足意見は、将来の給付の訴えの請求適格に関する判例の射程について詳しく論じており、前記のような判例理論の状況に鑑

みると、重要な意義を有すると考えられる。

二 従来の最高裁判例

最大判昭和五六年二月一六日（民集三五卷一〇号一三六九頁）²⁾は、大阪国際空港公害訴訟の上告審判決であるが、控訴審判決（大阪高判昭和五〇年一月二七日〔判時七九七号三六頁〕）が将来の損害賠償請求（夜間飛行等の差止めが実現するまでの間原告一人につき毎月一万五〇〇〇円を請求）を一部認容したのに対し、多数意見はかかる請求につき将来の給付の訴えの請求適格を認めず、訴え却下の破棄自判をなした。多数意見はまず、民訴法一三五条の趣旨を、期限付請求権や条件付請求権のような、将来具体的な給付義務が成立したときに改めて訴訟により請求権成立のすべての要件の存在を立証することを必要としないと考えられるようなものについて、例外的に将来の給付の訴えを認めたにすぎないものとする。そのうえで、継続的不法行為に基づき将来発生すべき損害賠償請求権については、「請求権の基礎となるべき事実関係及び法律関係が既に存在し、その継続が予測されるところに、右請求権の成否及びその内容につき債務者に有利な影響を生ずるような将来における事情の変動としては、…あらか

料
はじめ明確に予測しうる事由に限られ、しかもこれについては請求異議の訴えによりその発生を証明してのみ執行を阻止しうるという負担を債務者に課しても格別不当とはいえない点において：期限付債権等と同視しうるような場合には、これにつき将来の給付の訴えを許しても格別支障があるとはいえない。しかし、たとえ同一態様の行為が将来も継続されること

とが予測される場合であっても、それが現在と同様に不法行為を構成するか否か及び賠償すべき損害の範囲いかん等が流動性をもつ今後の複雑な事実関係の展開とそれらに対する法的評価に左右されるなど、損害賠償請求権の成否及びその額をあらかじめ一義的に明確に認定することができず、具体的に請求権が成立したとされる時点においてはじめてこれを認定することができることも、その場合における権利の成立要件の具備については当然に債権者においてこれを立証すべく、事情の変動を専ら債務者の立証すべき新たな権利成立阻却事由の発生としてとらえてその負担を債務者に課するのは不当であると考えられるようなものについては、：将来の給付の訴えにおける請求権としての適格を有するものとするとはできないと解するのが相当である」旨を論じる。そのうえで、前記の要件に従って継続的不法行為に基づく将来の損

害賠償請求が適法とされる例として、不動産の不法占有者に対する明渡義務履行完了までの賃料相当損害金請求の場合を挙げるが、ここで問題となった空港における騒音公害の場合については、将来の給付の訴えの請求適格を欠くとした。

これに対して、団藤重光裁判官の反対意見は、要旨、請求権発生の基礎となるべき事実関係が継続的な態様においてすでに存在し、しかも将来にわたって確実に継続することが認定される場合には、既判力の範囲の問題や当事者間の利益の均衡などの考慮によつて是認される限度で将来の給付の訴えが認められるべきであり、最小限度の被害の発生が確実に継続するものと認められる期間を控え目にみてその終期を定めるならば、その期間内に特別の事態が生じた場合に相手方に請求異議の訴えによつて救済を求めさせるとしても、これに不当な不利益を課することにはならない旨を論じる。

次に、本判決が引用する最（一小）判昭和六三年三月三一日（集民一五三三六二七頁、判時一二七七号一二二頁、判夕六六八号一三一頁^③）は、被告名義で登記され第三者に専用駐車場として賃貸されている土地について原告が被告との共有を主張し、被告に対して共有持分についての移転登記手続を求めるとともに、賃貸による収益のうち被告の持分割合を超

える部分につき不当利得返還を求める事案に関するものである。原判決は原告の共有持分移転登記請求を認容し、過去の不当利得返還請求を一部認容するとともに、事実審口頭弁論終結日の翌日以降共有持分移転登記完了の日までの将来の不当利得返還請求についても一部認容した。これに対し、最高裁は、昭和五六年最大判多数意見の要件定立部分を将来発生すべき債権一般に拡張する形で引用したうえで、被告と訴外第三者との間に「現に質貸借契約が存続していて」、被告に「質料収入による一定の収益がある場合には、継続的法律関係たる質貸借契約の性質からいつて、将来も継続的に同様の収益が得られるであろうことを一応予測し得るところであるから、右請求については、その基礎となるべき事実上及び法律上の関係が既に存在し、その継続が予測されるものと一応いいうことができる。しかし、右質貸借契約が解除等により終了した場合はもちろん、質貸借契約自体は終了しなくても、質借人…が質料の支払を怠っているような場合には、右請求はその基盤を欠くことになる」ところ、質貸借契約の解約が、質借人…の意思にかかわりなく、専ら質借人の意思に基づいてされる場合もあり得るばかりでなく、質料の支払は質借人の都合に左右される面が強く、必ずしも約定どおりに支払われ

るとは限らず、質借人はこれを左右し得ないのであるから、右のような事情を考慮すると、右請求権の発生・消滅及びその内容につき債務者に有利な将来における事情の変動が予め明確に予測し得る事由に限られるものということはできず、しかも将来質料収入が得られなかった場合にその都度請求異議の訴えによって強制執行を阻止しなければならぬという負担を債務者に課することは、いささか債務者に酷であり、相当でないというべきである」と判示し、事実審口頭弁論終結日の翌日以降の将来の不当利得返還請求は請求適格を欠くとして、訴え却下の自判をなした。

また、最（三小）判平成一九年五月二九日（集民二二四号三九一頁、判時一九七八号七頁、判タ一二四八号一一七頁）¹は、第五次（第七次横田基地公害訴訟の上告審判決であるが、この事件の原判決（東京高判平成一七年一月三〇日（判時一九三八号六一頁））は、原告の将来の損害賠償請求につき、原審の口頭弁論終結日の翌日から判決言渡りまでの短期間（八ヶ月（一年間））については航空機騒音の程度に取り立てて変化が生じないことが推認され、受忍限度や損害額の評価を変更すべき事情も生じないから、再び訴えを提起しなければならぬことによる原告の負担に鑑み、事実審口頭弁論終結

時に認められる損害賠償請求権と同内容の損害賠償請求権が認められるべきであり、事実審口頭弁論終結後の請求権に影響のある事由につき請求異議の訴えによりその事実を証明して執行を阻止する負担を被告に課しても不当とはいえない旨を判示した。そのため、この将来の損害賠償請求に関する上告審の判断が注目されたが、最高裁は昭和五六年最大判と同様、将来の損害賠償請求につき請求適格を欠くとして、第一審の訴え却下判決を支持する判断をなした。その際多数意見は、昭和五六年最大判の多数意見を引用のうえ、「飛行場等において離着陸する航空機の発する騒音等により周辺住民らが精神的又は身体的被害等を被っていることを理由とする損害賠償請求権のうち事実審の口頭弁論終結の日の翌日以降の分については、将来それが具体的に成立したとされる時点の事実関係に基づきその成立の有無及び内容を判断すべく、かつ、その成立要件の具備については請求者においてその立証の責任を負うべき性質のものであって、このような請求権が将来の給付の訴えを提起することのできる請求権としての適格を有しない」旨を判示する。これに対して、那須弘平裁判官の反対意見は、原判決が将来の損害賠償請求権の成否が問題となる期間を口頭弁論終結後原判決言渡日までの間に限定し、

同期間中は航空機騒音の程度に変化が生じないことが推認されることの認定をすることにより、判決言渡日までの間に権利の成立に関する事情変更が生じた場合には被告側が弁論の再開を申し立てて推認を覆すみちも確保されており、また、口頭弁論終結後の請求権に影響のある事由につき請求異議の訴えによりその事実を証明して執行を阻止する負担を被告に課しても不当とはいえず、これらの点から、原判決は昭和五六年最大判多数意見の枠組みを踏まえつつ、当事者の適切・迅速な救済を図るために実務上の工夫をしたものと評価でき、また、原判決のように期限を明確に、かつ比較的短期間に限定した将来の損害賠償請求と期限を切らない将来の損害賠償請求との間には将来予測の可能性および確実性の点で本質的な差異があり、この点で、原判決が判決言渡日までの将来の損害賠償請求につき請求適格を認めたことは昭和五六年最大判多数意見の判断に抵触するとまではいえない旨を論じる。また、田原陸夫裁判官の反対意見は、将来の給付の訴えがどのような請求について認められるか否かは、将来生ずる不確定要素の立証の負担を原告・被告のいずれに負担させるのが妥当かという利益衡量の問題に尽き、当該具体的な事案に応じて判断されるべき事項であり、また、昭和五六年最大判が

提示した基準自体の妥当性が疑われる事態が生じていること、継続的不法行為による将来の損害賠償請求の訴えを容認すべき範囲を拡大して解すべき社会的事実が生じていることに鑑みると、昭和五六年最大判が定立した基準は狭きに失するものであって見直されるべきである旨を、同最大判の団藤反対意見を引用しつつ判示する。

三 学説

前記の通り、将来発生すべき請求権についての将来の給付の訴えにおける請求適格に関して初めて定式化したのは昭和五六年最大判の多数意見であるが、ここでは、【要件(a)】請求権の基礎となるべき事実関係及び法律関係が既に存在し、その継続が予測されるとともに、【要件(b)】請求権の成否およびその内容につき債務者に有利な影響を生ずるような将来における事情の変動としては、…あらかじめ明確に予測しうる事由に限られ、【要件(c)】これについては請求異議の訴えによりその発生を証明してのみ執行を阻止しようという負担を債務者に課しても格別不当とはいえない…場合に、請求適格が認められるとされる。しかし、昭和五六年最大判それ自体も含め、それ以降の最高裁判例および下級審裁判例においては、

大規模公害訴訟における将来の損害賠償請求につき、ほぼ一貫して請求適格が否定されている。それだけでなく、昭和六三年最判や本判決で問題となった、共有物の賃貸による収益に係る将来の不当利得返還請求のような比較的単純な事案においても、昭和五六年最大判多数意見の枠組みによって、請求適格が否定されるに至っている。

この問題に関して学説は、主に昭和五六年最大判多数意見が定式化した要件をめぐって、また、大規模公害訴訟における将来の損害賠償請求を念頭に置いて議論を展開しているが、その多くは昭和五六年最大判多数意見に対して批判的である⁵⁾。そこで挙げられる論拠としては、たとえば、①昭和五六年最大判多数意見の基準では、そこで請求適格が認められる例として挙げられている不動産の不法占有の事案における明渡済みまでの将来の賃料相当損害金請求の事案と、公害事案における将来の損害賠償請求の事案とを区別することは困難であること（不動産不法占有の事案においても、将来の賃料相当損害金請求権の成否・内容に関する事情変動が、必ずしも明確に予測しうる事由に限られるわけではない）、②将来の損害賠償請求権の成否・内容に関する事情変動の可能性があるといっても、それが主に被告債務者による損害発生防止

料 等の諸方策に係っているのであれば、被告債務者に請求異議の訴え提起の負担、および、その訴訟内での事情変動の主張・立証の負担を課しても、両当事者の公平に反しないこと、③

現に利益侵害を継続している被告債務者が、将来の侵害防止の可能性を盾にとつて将来の損害賠償請求が不適法である旨を主張することは信義則に反すること、④原告債権者に繰り返しの訴訟提起を求めることが不当であること、⑤裁判所が金額と終期の点で原告・被告の利害を調整することができる柔軟な救済のあり方を探求することが妥当であること、などである。⁽⁶⁾そして、昭和五六年最大判多数意見を批判する学説の多くは、同最大判の団藤反対意見を支持し、請求権発生基礎となる事実関係が継続的な態様ですでに存在し、かつ、将来にわたつて確実に継続することが認定される場合には、最小限度の被害の発生が確実に継続するものと認められる期間を控え目にみてその終期を定め、請求適格を認めべきであるとす。⁽⁷⁾

他方、本判決が引用する昭和六三年最判に対する学説の評価であるが、事案が異なるにもかかわらず昭和五六年最大判多数意見の枠組みをそのまま適用したことに対する疑問が呈されている。⁽⁸⁾また、昭和六三年最判の事案は、昭和五六年最

大判多数意見が請求適格を認める不動産の不法占有事案における明渡済みまでの将来の賃料相当損害金請求に類似するものであり、請求適格を認めてもよいのではないかと疑問も呈されている。⁽⁹⁾さらに、当該事案においては賃貸借契約継続の蓋然性が高い点等に鑑み、請求適格を認めてもよいのではないかという疑問や、賃借人から被告に賃料が支払われることを条件として不当利得返還を命じるという条件付判決をすることによつて請求適格を認めるべきではないか(この場合、原告は条件成就を証することによつてはじめて執行文付与を受け強制執行を開始できるということになるため、昭和五六年最大判多数意見が懸念する、将来の事情変動が生じた場合における被告の請求異議の訴え提起の負担等が生じないことになる)⁽¹⁰⁾との疑問が呈されている。

四 検討

1 将来の給付の訴えの請求適格に関する要件

ここではまず、一般論として、将来の給付の訴えの請求適格について論じることにはしたい。本判決、および、本判決が引用する昭和六三年最判は昭和五六年最大判多数意見が定立した要件に従っているため、この要件自体の是非を検討する。

昭和五六年最大判多数意見は、前記のように、将来の給付の訴えにおける請求適格につき、【要件(a)】～【要件(c)】の三要件から成る基準を定立する。しかし、この三要件はあまりにも厳格にすぎるのであり、昭和五六年最大判以降の、とりわけ大規模公害訴訟における将来の損害賠償請求に関する事案の処理に典型的にみられるように、これをそのまま適用した場合には、ほとんど将来の給付の訴えを排斥する要件としてしか機能していないように思われる。特に【要件(b)】・【要件(c)】については、そもそも将来の給付の訴えが事実審口頭弁論終結後に履行期の到来する給付請求権を対象とする訴えである以上、給付請求権の成否・内容等に関する将来の事情変動はある程度付随するものであり、かつ、そのような給付請求権につき原告債権者にあらかじめ債務名義を取得させることにより救済を図ることが将来の給付の訴えの趣旨の一つであると考えられることからすると、この要件を過度に強調するべきではないのではないかと考えられる。そして、将来発生すべき請求権につき将来の給付の訴えが提起される個別具体的な事件に応じて柔軟に請求適格を認めていくべきではないかという観点から、筆者は昭和五六年最大判多数意見の定立した要件は改められるべきであり、むしろ、同最大判の

団藤反対意見や平成一九年最判の田原補足意見が論じるように、請求権発生の基本たる事実関係が継続的な態様ですでに存在し、かつ、将来にわたって確実に継続することが認定される場合には、将来生ずる不確定要素の主張・立証の負担を原告・被告のいずれに負担させるのが妥当かという利益衡量の観点から、具体的な事案に応じて一定の範囲で請求適格を認めるべきではないかと考える。

ただ、本判決の千葉補足意見は、昭和五六年最大判多数意見が定立した要件を前提としているとはいえず、従来ほぼ一貫して請求適格が否定されてきた、将来発生する請求権に係る将来の給付の訴えにつき、請求適格が肯定される可能性を示唆しており、注目すべきものであると考えられる。そこで、次に、この千葉補足意見について検討を加えることにしたい。

2 千葉補足意見の検討

本判決は、事実審口頭弁論終結日の翌日以降に生ずべき将来の不当利得返還請求につき請求適格を認めない旨の判断をなすに際して、昭和六三年最判を引用しているが、そもそもここで昭和六三年最判がどの程度の射程をもった判例として理解されているのかという点が問題となる。本判決の法廷意

見は、「共有者の一人が共有物を第三者に賃貸して得る収益につき、その持分割合を超える部分の不当利得返還を求める他の共有者の請求のうち、事実審の口頭弁論終結の日の翌日以降の分は、その性質上、将来の給付の訴えを提起することができる請求としての適格を有しない」旨を判示しているが、ここで引用されている昭和六三年最判の射程距離がいかなるものであるかが問題となる。この点に関して、千葉裁判官の補足意見はまず、①持分割合を超える賃料部分の不当利得返還を求める将来の給付の訴え全般に射程が及ぶとの理解と、②問題となっている賃料が駐車場の賃料であるという賃料の内容・性質をも含んだ事例についての判断であるとの理解とがあり得る旨を論じる。そのうえで千葉裁判官は、①の理解に関しては、将来の賃料に係る不当利得返還請求権はその発生が第三者の意思等による（賃借人による解除等による賃貸借契約終了や賃料の不払いにより、請求権不発生等の可能性がある）ゆえ、おおよそ将来請求としての請求適格を有しないとすると捉える。しかし、これに対して千葉裁判官は、昭和五六年最大判多数意見の法理による将来請求の適否の判断に際しては、当該不当利得返還請求権の内容・性質、すなわち、その発生基礎となる事実関係・法律関係の将来

における継続の蓋然性が、請求適格の判断にとつて最重要であり、かつ、これを個別に見て判断すべきであつて、①の理解は射程が広すぎる、すなわち、共有物の賃貸借における将来の賃料収益に係る不当利得返還請求であつても、将来にわたり発生蓋然性が高いもの（居住用建物の賃料、建物の敷地の地代など）については、将来の給付請求を認めるべきであるとして、②の理解を採るべき（昭和六三年最判の射程については、当該賃料が駐車場の賃料であるという賃料の内容・性質をも含んだ事例についての判断と理解すべき）である旨を論じる。

そもそも昭和六三年最判は、第三者に専用駐車場として賃貸されている共有地についての将来の賃料収益に係る不当利得返還請求権につき、その基礎たる事実上・法律上の関係がすでに存在しその継続が一応予測されるため昭和五六年最大判多数意見の【要件(a)】は充足するものの、請求権の発生・消滅およびその内容についての債務者に有利な将来の事情変動が第三者の意思等によるため【要件(b)】・【要件(c)】が充足されないことを根拠に、将来の給付の訴えの請求適格を欠くとしているのであるが、千葉補足意見で示された①の理解も同様に、請求権の発生が第三者の意思等によることを重視し

ているものと解される。これに対して、千葉補足意見が示す②の理解は、請求権発生の基礎たる事実関係・法律関係の将来における継続の蓋然性を重要視するものであり、請求権の発生が第三者の意思等によることは請求適格の判断に際して重視されていないものと解される。以上を踏まえて、昭和六三年最判の射程の理解につきどのように考えるべきかが問題となるが、まず、そもそも昭和五六年最大判多数意見の【要件(a)】は、ある類型の請求権につき一律にその基礎たる事実関係・法律関係の継続性、ひいては請求権の継続の蓋然性を評価するための要件ではなく、個別具体的な請求権ことの判断が要求されるのではないかと考えられる。また、昭和六三年最判や本判決で問題となつてゐる、共有物についての将来の賃料収益に係る不当利得返還請求権に関して述べると、その基礎となる事実関係・法律関係（賃貸借契約）が将来も継続するとの蓋然性が高いと認められる場合には、将来の給付の訴えの請求適格を肯定して原告に給付判決を得させるとしても、請求権の発生が第三者たる賃借人による賃貸借契約の解除の有無や賃料の現実の支払い如何に左右されることによつて、被告にとつて特段に不当、あるいは衡平を害する結果になるとはいえない（賃借人による賃貸借契約解除や賃料

不払いの可能性があるとしても、昭和六三年最判の評釈で一部の学説が論じていたように、賃借人から被告への賃料支払いを条件とする条件付判決をすることによつて、賃借人による賃貸借契約解除や賃料不払いに起因する不当利得返還請求権不発生を理由とする被告の請求異議の訴え提起の負担等は生じず、その場合、むしろ原告が執行文付与を受ける際に被告への現実の賃料支払いを証明する負担を負う）。したがつて、筆者は、個別具体的な事案に応じて原告・被告間の衡平を図つたうえで、現在のところ請求適格の判断に関して厳格に考えられてゐる将来給付の訴えにつき門戸を開く可能性を示してゐると考えられる点から、仮に昭和五六年最大判多数意見の法理を維持するとしても、千葉補足意見のように、昭和六三年最判の射程については、基本的には②の理解を採るべきではないかと考える。

ただ、筆者はこの点に関して、千葉補足意見はその論理上、明確に意図してゐるかどうかは別問題であるとしても、将来の給付の訴えの請求適格が認められる範囲を広げることにながらぬのではないかとこの感触を抱いてゐる。というのは、千葉補足意見における昭和六三年最判の射程の理解は、つま

るところ、「駐車場の賃料収益に係る将来の不当利得返還請求は、将来の給付の訴えとしての請求適格を欠く」とまとめることができると思われる。しかし、千葉補足意見が請求適格の判断に際し、請求権発生の基礎たる事実関係・法律関係の継続の蓋然性を個別具体的に判断すべきであるとするのであれば、昭和六三年最判のような事案についても、請求適格を肯定する余地が出てくるのではないかと疑問が生じる。すなわち、昭和六三年最判の事案は、共有地を一名の賃借人に専用駐車場として賃貸していた事案であり、賃貸借契約の継続の蓋然性や賃料収益の変動の蓋然性につき、千葉補足意見が例示する居住用建物の賃料や建物敷地の地代の場合との共通性が認められる。それゆえ、千葉補足意見の論理を貫徹すると、昭和六三年最判のような事案においては、駐車場の賃料収益に係る将来の不当利得返還請求権が問題になつているとはいえ、請求権発生の基礎たる事実関係・法律関係の継続の蓋然性が高いことを根拠として、請求適格を肯定すべきであるという結論が導かれるのではないかと考えられる。そうすると、千葉補足意見は一見すると、駐車場の賃料収益に係る将来の不当利得返還請求については一律に将来の給付の訴えとしての請求適格を欠く旨を述べているように思われ

るが、そのような不当利得返還請求権であっても個別具体的な事案によっては請求適格を認める道を開き、ひいては、将来の給付の訴えの請求適格が認められる範囲を拡張する契機を孕んでいるのではないかと考えられる。

3 本件の事案についての検討

そのうえで、本件の事案において事実審口頭弁論終結後の将来の不当利得返還請求につき請求適格を否定した本判決の結論の是非について検討する。本件で将来の不当利得返還請求の対象となつたのは、Yが本件土地を駐車場として賃貸して得ている賃料収益のうちYの持分割合を超える部分であり、昭和六三年最判の事案と同様、Yと賃借人との間の賃貸借契約の継続、および、これに基づく賃料の收受が前提となる。ただ、昭和六三年最判の場合、そこで問題となつた共有地は、第三者に専用駐車場として賃貸されていたのであり、それゆえ、賃貸借契約が継続している限り被告債務者が一定額の賃料を收受することが予定され、かつ、具体的な事情からも賃貸借契約継続の蓋然性も高いと考えられ、さらに、「原告への共有持分移転登記完了まで」という明確な終期も原判決で定められていた。そのため、昭和六三年最判が、

第三者の意思・都合による賃貸借契約の解除や賃料不払いという、被告の意思に関わりのない事由によって請求権の成否が左右されることを理由として将来の不当利得返還請求の請求適格を否定したのに対し、学説においては、被告の現実の賃料收受を条件として、あるいは無条件での給付判決をすることによって請求適格を認めるべきではないかとの議論がなされており、請求適格を認める余地はあったのではないかと考えられる。それに対して、本件で問題となった共有地たる駐車場は、千葉補足意見の中でも言及されているように、五〇台程度の駐車スペースがあり、かつ、昭和六三年最判の事案の場合のように特定の第三者に一括賃貸されているわけではない。そうすると、本件では、本件土地に係る賃貸借契約の存続状況が将来的には変動する可能性が高く、それゆえ、賃料収益のうちYの持分割合を超える部分に係る不当利得返還請求権が現在と同様の金額で存続する蓋然性も低いといわざるをえない（※本件原判決が将来の不当利得返還請求を一部認容した際、その額をどのようにして算出したのかは、本判決登載誌の記載からは明らかではないが、一つの可能性としては、事実審口頭弁論終結時における現在の不当利得返還請求の認容額が将来も継続するものとして算出したというこ

とが想定される。しかし、前記のように、事実審口頭弁論終結時における不当利得返還請求権が将来にわたっても同様の金額で存続する蓋然性は低いのではないかと考えられる。そうすると、本件で問題となった不当利得返還請求権については、その基礎となる事実関係・法律関係の継続の蓋然性が低いといわざるをえず、それゆえ、将来の給付の訴えの請求適格を認めないという結論も、やむをえないのではないかと考えられる。

4 おわりに

将来の給付の訴え、とりわけ、将来発生する請求権に関するそれは、請求権が未だ発生していない現在の段階であらかじめ給付判決をなすという構造を持つため、請求権が現実化する段階において、請求権の内容等が判決段階と異なっている（判決で認められた請求認容額と現実の損害額・不当利得の額等が異なっている場合など）、あるいはそもそも請求権自体が発生しないといった可能性があり、判決段階における将来の請求権発生等に関する「予測」が現実の請求権発生段階と異なっていた場合の対処をどのようにするのかという問題が不可避免的に生じる。そのため、前記のような将来の給付の

料 訴えについては、現在の給付の訴えと比較して、請求適格、あるいは狭義の訴えの利益という観点から、その適法性がより厳密に問われることになる。

筆者は前記のように、将来の給付の訴えの請求適格に関してはより幅広く肯定されるべきであるとの立場を採るが、この問題の議論に際しては、究極のところ、そもそも民事訴訟手続において「暫定的な解決」がどの程度許容されるべきであるかという点についての検討が不可欠であると考えられる¹³。本稿では筆者の能力不足のため、この点に関する検討を行うことはできなかったが、今後も考察を深めていきたい。

(付記)

本稿は、北海道大学大学院法学研究科民事法研究会（二〇一三年七月一二日開催）における報告を基礎とし、加筆・修正を加えたものである。研究会の席上等で有益なご意見・ご指導を賜りましたことにつき、高見進先生、藤原正則先生、町村泰貴先生、得津晶先生、栗原伸輔先生、山木戸勇一郎先生、永下泰之先生をはじめ、参加者の皆様に心より御礼申し上げます。なお、当然のことながら、本稿の記述等の誤りは、すべて筆者の責に帰するものであります。

(1) 本判決の評釈として、上田竹志「判批」法学セミナー七〇二号（二〇一三年）一一二頁、宗宮英俊「判批」NBL一〇〇三号（二〇一三年）七九頁、名津井吉裕「判批」私法判例リマックス四七号（二〇一三年）一一〇頁、堀野出「判批」新・判例解説Watch（速報判例解説）一三号（二〇一三年）一三五頁。

(2) この判決の最高裁調査官解説、および、主な評釈として、加茂紀久男「判解」最高裁判所判例解説民事篇昭和五十六年度（一九八六年）六五九頁、田原睦夫「判批」民商法雑誌八七巻四号（一九八三年）六九頁、松浦馨「判批」民事訴訟法判例百選I（新法対応補正版）（一九九八年）一三八頁、笠井正俊「判批」民事訴訟法判例百選（第三版）（二〇〇三年）五八頁、長谷部由起子「判批」民事訴訟法判例百選（第四版）（二〇一〇年）五〇頁など。

(3) この判決の評釈として、小林秀之「判批」法学セミナー四〇九号（一九八九年）一〇六頁、坂口裕英「判批」民商法雑誌九九巻四号（一九八九年）一一二頁、片野三郎「判批」昭和六三年度重要判例解説（ジュリスト九三五号）（一九八九年）一一二頁、井上治典「判批」昭和六三年度主要民事判例解説（判例タイムズ七〇六号）（一九八九年）二七六頁、川崎一男「判批」私法学研究（駒澤大学大学院法学研究科）一四一一五号（一九九〇年）七九頁。

(4) この判決の評釈として、川嶋二郎「判批」法学セミナー六三二号（二〇〇七年）一一二頁、野村秀敏「判批」民商法雑誌

誌一三七卷四〇五号(二〇〇八年)一〇七頁、笠井正俊「判
批」平成一九年度重要判例解説(ジュリスト一三五四号)(二
〇〇八年)一四〇頁、渡辺森児「判批」法学研究(慶應義塾
大学)八一巻四号(二〇〇八年)一〇四頁、山本和彦「判批」
判例評論五九二号(二〇〇八年)二頁(判例時報一九九九年
一六四頁)、安西明子「判批」私法判例リマックス三七号(二
〇〇八年)一一二頁、西野喜一「判批」平成一九年度主要民
事判例解説(別冊判例タイムズ二二号)(二〇〇八年)二〇二
頁。また、この判決について論じる論考として、三木浩一「将
来給付の訴えの利益——判例」の読み方——」法学教室三八
五号(二〇一二年)一七〇三頁。

(5) たとえば、竹下守夫「救済の方法」岩波講座『基本法学(8)
——紛争——』(岩波書店、一九八三年)二一四〇二一五頁、
松浦馨「将来の不法行為による損害賠償請求のための給付の
訴えの適否——公害訴訟を中心として——」中野貞一郎先生
古稀祝賀『判例民事訴訟法の理論(上)』(有斐閣、一九九五
年)二〇七〇二一六頁、上北武男「将来の給付の訴えおよび
差止請求の訴えにおける訴えの利益」中野貞一郎先生古稀祝
賀・前掲三〇〇頁、山本和彦「民事救済システム」岩波講座
『現代の法(5)——現代社会と司法システム——』(岩波書店、一
九九七年)二二四頁、新堂幸司「福永有利編」注釈民事訴訟
法(5)『有斐閣、一九九八年)一四〇頁「上原敏夫」、川嶋四
郎「将来の給付の訴えにおける救済展開——将来の給付の訴
えにおける新たな救済構造を求めて——」同『民事救済過程の

展望的指針』(弘文堂、二〇〇六年)二五九〇二六三頁(初出
二〇〇二年)、同『民事訴訟法』(日本評論社、二〇一三年)
二二三〇二三六頁、中野貞一郎「松浦馨」鈴木正裕編『新民
事訴訟法講義(第二版補訂二版)』(有斐閣、二〇〇八年)一
三九頁「福永有利」、兼子一原著『条解民事訴訟法(第二版)』
(弘文堂、二〇一一年)七九〇〇七九二頁「竹下守夫」、上田
徹一郎「民事訴訟法(第七版)」(法学書院、二〇一一年)二
一八頁、新堂幸司「新民事訴訟法(第五版)』(弘文堂、二〇
一一年)二六九頁注(一)、賀集唱「松本博之」加藤新太郎編
『基本法コンメンタール民事訴訟法2(第三版追補版)』(日本
評論社、二〇一二年)二〇〇二二頁「松本」、松本博之「上野
泰男『民事訴訟法(第七版)』(弘文堂、二〇一二年)一四九
〇一五〇頁「松本」など。

(6) なお、梅本吉彦『民事訴訟法(第四版)』(信山社、二〇〇
九年)三四三頁は、将来の損害賠償請求権を停止条件付請求
権と解するのが相当であり、原告債権者は条件成就を証明し
て執行文の付与を受けることによって執行を開始でき、これ
に対して、被告債務者は執行文付与に対する異議(民事執行
法三二条一項)により自己の利益を確保する手続が設けられ
ており、したがって、被告債務者の請求異議の訴え提起の負
担との比較において原告債権者との利益衡量を考慮すること
は、将来の給付の訴えを認める趣旨に反するとして、昭和五
六年最大判多数意見を批判する。

(7) なお、川嶋四郎教授は、将来の損害賠償請求の訴えが適法

とされる要件として、基本的には団藤反对意見の方向性を支持するが、個々の事件の発展的・流動的な特質に照らして、金額の決め方や終期の設定の仕方に多様性を持たせるべきであると、また、将来請求の基礎たる事実関係・法律関係がすでに存在しその継続が予測される場合であっても、自主的な救済形成のために当事者間の交渉を重視すべき場合や、現時点で損害額を見積もることが望ましくない場合などには、まず第一段階として損害賠償義務の確認判決を一部判決(民法二四三条二項)として行い、次に、第二段階として将来の時点で現在の給付判決か将来の給付判決を残部判決(あるいはさらに一部判決)として言い渡すという手法も考えられる旨を論じる(川嶋・前掲注(5))「将来の給付の訴えにおける救済展開」二六三～二六五頁、同・前掲注(5)『民事訴訟法』二三五～二三六頁。この川嶋教授の見解の背景には、従来の議論が集中して論じていた、手続の入口たる「将来の給付の訴えの利益論」と、手続の出口たる「債務名義の事前取得」との間に存する救済形成システムに着眼し、当事者の手による早期の救済形成を可能とする法的に整序されたフォーラムとして将来の給付の訴えを再構成すべきであるという問題意識(川嶋・前掲注(5))「将来の給付の訴えにおける救済展開」二五〇頁)、および、被告債務者に行爲選択の自由を付与し、当事者間での関係再構築の機会を提供し、同時に原告債権者にも一定の交渉のカードを付与する可能性のある将来の給付の訴えとその判決が、その活用如何では、当事者の手

によるより豊かな救済形成・再形成の機会を提供するものであるとの認識(川嶋・前掲注(5))「将来の給付の訴えにおける救済展開」二六六頁)が存在する。

- (8) 井上・前掲注(3)二七七頁。
- (9) 小林・前掲注(3)一〇六頁、片野・前掲注(3)一二三頁。
- (10) 小林・前掲注(3)一〇六頁、片野・前掲注(3)一二三頁。
- (11) 坂口・前掲注(3)一二四頁、井上・前掲注(3)二七七頁。
- (12) 同旨、川嶋・前掲注(5)「将来の給付の訴えにおける救済展開」二五九～二六〇頁。
- (13) 井上・前掲注(3)二七七頁、川嶋・前掲注(5)「将来の給付の訴えにおける救済展開」二六七～二六八頁。なお、どの程度の暫定的な解決に司法制度は堪えられるかという問題意識に基づき、将来の給付判決の既判力につき検討する近時の論考として、高田裕成「将来の法律関係の確定を求める訴えとその判決の既判力」青山善充先生古稀祝賀論文集『民事手続法学の新たな地平』(有斐閣、二〇〇九年)一七五頁以下があり、この高田論文を検討する文献として、高橋宏志「重点講義民事訴訟法(上)(第二版補訂版)」(有斐閣、二〇一三年)三六一～三六二頁注(18)がある。